

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案について - 「頑張る地域」の取り組みを総合的に支援 -

地域公共交通の活性化・再生の必要性

地域活性化

観光振興、活力ある都市活動

ユニバーサル社会の実現

環境・安全問題への対応

スキーム概要

基本方針（国のガイドライン）

主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生に関する基本方針を策定

1. 計画の作成・実施

協議会

市町村 公共交通事業者 道路管理者 港湾管理者 公安委員会* 住民* 等
 鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等

協議会参加者の協議結果の尊重義務

- 計画作成等の提案制度
- 協議会の参加要請応諾義務（*公安委員会、住民は除く）

地域公共交通総合連携計画

地域の関係者が、地域公共交通の活性化・再生のために、地域総合的に検討し、合意形成を図る。

LRTの整備



BRTの整備、オムニバスタウンの推進



海上運送サービスの改善



乗継の改善



地方鉄道の再生



その他
 ・地域住民や観光客のための公共交通サービスの改善
 ・地域による利用促進活動等

法律上の特例措置

- ・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
- ・LRT、BRT整備、オムニバスタウンの推進について自治体助成部分の起債対象化
- ・その他関係法律の特例

予算等

- ・計画策定経費支援
- ・関係予算を可能な限り重点配分、配慮等

注1 LRT (Light Rail Transit)
 低床・バリアフリー設計の新車の投入、屋根付きの快適な停留所、高速・定時性の確保等を組み合わせた機能を備えた次世代型路面電車システム
 注2 BRT (Bus Rapid Transit)
 輸送力の大きなノンステップバスの投入、バス専用レーン、公共車両優先システム等を組み合わせた高次の機能を備えたバスシステム

国による総合的支援

2. 新たな形態による輸送サービスの導入円滑化

関連交通事業法の事業許可等の手続きの合理化等

DMV (デュアルモードビークル)

・軌道と道路の両方の走行が可能な車両



IMTS (インテリジェントマルチモードトランジット)

・磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両



水陸両用車



等

自民党国土交通部会 地域公共交通小委員会提言 (平成18年6月)

提言のポイント

国、自治体、地域住民、交通事業者のコンセンサスに基づく、地域住民にとって便利で利用しやすい総合的な公共交通システムづくり
 地域における協議会の設置など総合的な交通計画を樹立し推進する仕組み

高速・定時性の機能を備えたLRT化
 接続ダイヤの改善、情報共有化、共通運賃化、交通結節点乗継円滑化
 地域の生活交通対策の再生支援

新しい交通システム等の導入のための調査、技術開発、各種規制の見直しなどの措置